

今月の内容

- ◆令和3年3月より 協会けんぽの保険料率が変わりました
- ◆令和3年4月より 70歳までの就業確保が努力義務に
- ◆労使協定「過半数代表者」の選出は適正に

令和3年3月より 協会けんぽの保険料率が変わりました

協会けんぽの保険料率が、令和3年3月分（4月納付分）より改定され、協会けんぽ東京支部の保険料率は以下のとおりとなりました。

【注】健保組合の保険料率は以下と異なります。健保組合のHP等でご確認ください。

健康保険《協会けんぽ 東京支部》

	R3年2月分まで	R3年3月分から
保険料率	98.70/1000 ⇄	98.40/1000
本人・事業主折半負担率	49.35/1000 ⇄	49.20/1000

介護保険《協会けんぽ(全国一律)》

	R3年2月分まで	R3年3月分から
保険料率	17.90/1000 ⇄	18.00/1000
本人・事業主折半負担率	8.95/1000 ⇄	9.00/1000



★ 4月支給分の給与を計算する前に、**社会保険料率の設定**を変更してください。

★ 賞与については、3月1日に支給する分から保険料率が変わります。

令和3年4月より 70歳までの就業確保が努力義務に

* 令和3年4月1日に、改正高年齢者雇用安定法が施行され、**70歳までの就業確保**が事業主の努力義務になります。

現行 **65歳までの雇用確保**
(義務)



追加 **70歳までの就業確保**
(努力義務)

* 事業主は、次の**いずれかの措置を講じるよう努める**ことが必要となります。

① 70歳までの定年引上げ	④と⑤は、労働者の過半数代表者の同意が必要です。	③～⑤は、対象者を限定する基準を設けることも可能です。
② 定年制の廃止		
③ 70歳までの再雇用制度・勤務延長制度の導入（他の事業主によるものも含む）		
④ 70歳まで業務委託契約を締結する制度の導入		
⑤ 70歳まで以下の事業に従事できる制度の導入 a. 事業主が実施する社会貢献事業 b. 事業主が委託・出資等する団体が行う社会貢献事業		

* 現時点で「就業規則」の改定は必須ではありませんが、70歳までの就業確保について、社内で検討を行ってください。

労使協定「過半数代表者」の選出は適正に

○「36 協定」に過半数代表者に関する確認欄が追加されます

「過半数代表者」の要件

- ① 管理監督者※でないこと
- ② 協定当事者等を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法で選出された者であること
- ③ 使用者の意向によって選出された者でないこと

※管理監督者とは、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する「監督又は管理の地位にある者」のことであり、役職者全てを指すものではありません。(役職者≠管理監督者)

「過半数代表者」の選出方法

投票

挙手

労働者の
話し合い

持ち回り
決議

など

【注1】 過半数代表者は、パートやアルバイト等を含めた全ての労働者の過半数を代表している必要があります。

【注2】 過半数代表者を使用者が指名した場合、その者が締結した労使協定は無効です。

★令和 3 年 4 月 1 日より、36 協定の様式に、【過半数代表者が適正に選出されていること】についての確認欄（チェックボックス）が追加されます。

★この欄にチェックを入れないと、労働基準監督署で 36 協定を受理してもらえません。

★過半数代表者を選出する際は、上記の事項に留意の上、選出に関する記録を残しておくことをお勧めします。

▼「過半数代表者」選出ルールの詳細は、本紙 2019 年 2 月号をご参照ください。

本紙のバックナンバーは、社労士法人あおぞらのホームページに掲載してあります。

<https://www.azure-sr.jp/article/16078231.html>

